

女性に優しくない Trouble that doesn't gallant to ladies トラブル

弁護士・山田森一

Profile: 山田森一(やまだもりかず)。第一東京弁護士会に所属する現役の弁護士。法律に関する書籍や、政治、経済、人生読本など著書多数。現在は、北の丸総合法律事務所にて籍を置き民事を中心に活躍する。

第38回・ネコババ

いつも、先生のコラムを楽しみにしています。
実は私、とんでもない事をしたみたいなんです。つい最近、地下鉄の終点駅で降りようとしたところ、自分が座っていた座席の真下に、有名小売店の袋が落ちていました。
テープをはがして中を改めると、服が1着入っていました。サイズはSでした。すると、なぜか「これなら、娘に丁度いいわ」と思ったんです。
娘に「これ、拾ったのよ。あなたが着れるんじゃない」と見せると「ママ、どうして忘れ物として届けなかったの」と指摘され、ネコババしたと気づきました。これ、犯罪ですか？
(東京のうっかり主婦56歳)



あなたが危惧する通り、これは、立派な犯罪です。
文面から判断すると、今回は、袋の持ち主が完全にその場を離れている状況だったのでしょう。すると、その袋は遺失物になり、相談者の行為は、持ち主の占有を離れた物を横領したことになります。
これは、遺失物横領罪(刑法254条)になり、1年以下の懲役、または10万円以下の罰金、もしくは科料ということになります。

拾い物をネコババすると、遺失物横領罪が窃盗罪の法律違反になる。

たとえば、今回のケースと違い、袋の持ち主が電車を降りず、その袋を探し回っている(これは、袋がまだ持ち主の占有下にある状態です)最後に、誰かがその袋を持ち去った場合はどうなるか?
これは、窃盗罪(刑法235条)になり、10年以下の懲役、または50万円以下の罰金になります。
このように、窃盗罪になるか、遺失物横領罪になるかは、短時間置き忘れたと考えられるか、

たどれば、今回のケースと違い、袋の持ち主が電車を降りず、その袋を探し回っている(これは、袋がまだ持ち主の占有下にある状態です)最後に、誰かがその袋を持ち去った場合はどうなるか?
これは、窃盗罪(刑法235条)になり、10年以下の懲役、または50万円以下の罰金になります。
このように、窃盗罪になるか、遺失物横領罪になるかは、短時間置き忘れたと考えられるか、



起訴もあります。あるいは、不起訴処分になれるかもしれませんが。この場合、最低でも「二度としません」という始末書をとられることは確かでしょう。
では、今回の問題に戻ります。

常識的には、拾得物を届けるべきでしょう。

まず、相談者の行為を誰かが見ていた可能性を否定できません。また、駅構内に設置されたカメラに、一部始終を撮られたかもしれません。それらが重層的に絡まり、

れたら、相談者が呼び出されるかもしれません。そうすると、後日、届けに行ったケースのどれかになります。
常識的には、拾った駅に事情を話しに行き、拾得物を届けるべきでしょう。ですが、結果は運任せになるでしょう。今回で得た教訓は、何かをする時は、よく考えて行動しましょうということですね。

場合でも、逮捕されることはありません。
千円の洋服よりは、数万円の現金やクレジットカードが入った財布を拾いネコババした場合のほうが、犯罪の程度も重いと考えられます。
しかし、基本的には、数百円の品物でも、千円の洋服でも、数万円の現金でも、ネコババすれば犯罪で、逮捕される可能性はあります。
また、クレジットカードを使った場合には、詐欺罪(刑法246条)に該当し、もつひとつつ罪を重ねることになります。
そこで、拾った物を数日後に警察署に届けに行くと、どうなるでしょうか?
警察署で事情聴取をされ、なんのお咎めもなしに帰されるかもしれません。
場合によっては、検察庁に呼び出され、事情聴取をされます。その結果、最悪で逮捕



イラスト/ふじや奈央

山田先生に聞いてみたい!!
法律に関する質問や疑問を受けつけます。編集部「山田森一先生の女性に優しくないトラブル」係までお送りください。